

町有地売却に係る入札の実施について

洞爺湖町有財産（土地）の売払いを、「一般競争入札」及び「制限付き一般競争入札」により執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の第 167 条の 6 第 1 項の規定により、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

洞爺湖町長 下 道 英 明



記

1 入札対象物件及び入札方法

(1) 物件の概要等と入札方法

区分	物件番号	所在	登記地目	公簿面積	入札方法※
土地①	3	洞爺町 1 7 2 番 3	宅地	1,539.25 m ²	制限付き
土地②	4	入江 5 4 番 2	原野	2,132 m ²	一般競争
土地③	5	入江 5 8 番 5	原野	1,520 m ²	一般競争

※「制限付き」＝制限付き一般競争入札、「一般競争」＝一般競争入札

(2) 売却面積

公簿面積での売却とする。（確定測量未実施）

2 予定価格

区分	物件番号	所在	予定価格	m ² 単価
土地①	3	洞爺町 1 7 2 番 3	23,088,000 円	15,000 円/m ²
土地②	4	入江 5 4 番 2	12,792,000 円	6,000 円/m ²
土地③	5	入江 5 8 番 5	9,120,000 円	6,000 円/m ²

3 入札参加資格

(1) 以下に掲げる要件を全て満たしていること。

① 北海道内に在住の個人または北海道内に本店を有する法人であること。

② 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者

エ 町税を滞納している者

オ 正当な理由がなく、町有地の売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から2年を経過しない者

カ 公有財産公募売払参加申込書を指定した期日までに提出していない者

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する当町の職員

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条に規定する破産手続開始の申し立てがなされている者

ケ 会社法（平成17年法律第86号）第824条に規定する解散命令を受けている者

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申し立てがなされている者

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申し立てがなされている者

4 売払い条件

(1) 共通事項（土地①、土地②、土地③）

① 現状有姿での売買とし、（現状の地中・地上の形態（工作物等の既存施設を含む）建物の改修費や地中埋設物、支障物除去等に係る費用は落札者負担とする。

② 所有権移転登記は町が行い、登記免許税等の経費及び不動産取得税等は、買受人

の負担とする。

(2) 制限事項（土地①）

- ① 洞爺湖町の移住定住促進のため、計4戸以上が入居可能な居住用の賃貸借住宅（形態を問わない）を建設すること。
- ② 物件購入後、3年以内に事業を開始すること。また、購入後10年間は転売を禁止し、違約金条項を設ける。

5 契約上の条件

(1) 共通事項（土地①、土地②、土地③）

- ① 町は一切の契約不適合責任を負わない。（確定測量における地積の差異等、物件が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができない。）
- ② 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

(2) 制限事項（土地①）

売払い条件および用途制限、譲渡等の禁止に違反があった場合、町は売買物件を買い戻すことができる。

また、所有権移転と同時に買戻特約登記を行い、買い戻し期間は10年間とする。

6 手続きの流れ

入札公告から引渡しまでの手続きの流れは次のとおりとする。

内容	時期
入札公告	令和7年10月3日（金）
応募要領等の配布期間	令和7年10月3日（金）から11月4日（火）
入札参加申込受付期間	令和7年10月15日（水）から11月4日（火）
入札資格審査	令和7年10月15日（水）から11月4日（火）
参加資格審査結果の通知期限	令和7年11月7日（金）
入札保証金の納付期限	令和7年11月27日（木）

入札日時	令和7年11月28日（金）午前10時
開札日時	令和7年11月28日（金）入札後直ちに
契約保証金の納付 売買契約の締結	令和7年12月9日（火）まで （契約日：落札決定通知から7日以内かつ保証金の納付後）
売買代金支払い期限	令和8年1月5日（月）
引渡し	売買代金の納付確認後
所有権移転登記	所有権移転登記完了後（令和7年度中を予定）

7 応募要領等の配布期間

応募要領等は洞爺湖町ホームページにて、令和7年10月3日（金）から11月4日（火）まで公開する。

8 入札参加申込

入札参加を希望する者は、令和7年10月15日（水）から11月4日（火）までの間に、担当窓口必着にて、郵送もしくは持ち込みにて必要書類を全て提出すること。

(1) 担当窓口

〒049-5692

北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地

洞爺湖町 総務部 総務課 管財契約係

(2) 受付時間

土、日、祝日、年末年始を除く午前8時45分から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く）

(3) 必要書類（個人の場合）

- ① 公有財産公募売払参加申込書
- ② 利用計画書
- ③ 申込者の住民票の写し
- ④ 身分証明書（マイナンバーカードの写等）
- ⑤ 納税証明書（直近1年分）
ア 市町村税（未納のない証明）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 納税状況等調査承諾書
- ⑧ 印鑑登録証明書

⑨ 必要に応じて委任状

(4) 必要書類（法人の場合）

① 公有財産公募売払参加申込書

② 利用計画書

③ 登記簿謄本

④ 財務諸表（直近2年）（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

⑤ 納税証明書（直近1年分）

ア 市町村税（未納のない証明）

イ 道府県民税、都民税（未納のない証明）

ウ 消費税、地方消費税（その3の3）

⑥ 誓約書

⑦ 納税状況等調査承諾書

⑧ 印鑑証明書

⑨ 必要に応じて委任状

9 入札保証金

洞爺湖町契約（平成18年規則第35号）規則第6条に基づき、入札書に記載しようとする金額の100分の5に相当する額以上を、町が発行する納入通知書により入札日前日までに指定する金融機関に納付すること。

払込み手数料は入札参加者の負担とする。

10 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から入札が執行されるまでの間に、当該公告の3に記載する要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

11 入札

入札は本人もしくはその委任を受けた代理人の参加により下記にて実施する。

なお、開始時刻までに入札会場に不在のものは入札に参加することができない。

(1) 入札日時

令和7年11月28日（金）午前10時

(2) 入札会場

〒049-5692

北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地

洞爺湖町役場 3階 防災研修ホール

12 入札の無効

(1) 無効となる入札

- ① 当該公告に示した入札参加資格要件を満たさない者の入札
- ② 参加申込みに当たり虚偽の申請を行った者の入札
- ③ 洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第15条の規定に該当する入札
- ④ 予定価格（最低売払価格）以下の入札

1.3 開札

開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

1.4 落札者の決定方法

予定価格（最低売払価格）以上、かつ最高金額の入札者を落札者とする。

この場合において、最高金額の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決める。

1.5 契約保証金

洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第37条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

なお、落札者の申し出により入札保証金を契約保証金に充当することができるものとする。

1.6 契約の締結

落札決定通知を受けた日から7日以内に契約を締結すること

1.7 売買代金

町が発行する納入通知書により、令和8年1月5日（月）までに納入すること。

なお、落札者の申し出により契約保証金を売買代金に充当することができるものとする。

1.8 その他事項

- (1) 現地の詳細については物件調書により確認するほか、入札参加者において現地確認を行うこと。
- (2) 必要な許認可等の諸手続きについては、落札者において行うこと。
- (3) 開発行為等にあたっては、関係機関及び近隣住民等の地元関係者との協議、調整等を、落札者自らの責任で行うこと。
- (4) 定めのない事項に関し疑義が生じたときは、関係諸法令の定めるところによるもののほかは、町と協議の上、町の指示に従うこと。
- (5) 当該公告に定めるもののほか、当該町有財産売払いに係る手続きについては、洞爺湖町契約規則、洞爺湖町公有財産売払入札要領、洞爺湖町公有財産売払入札応募要領の定めるところによる。

19 問い合わせ

公平性の確保と問い合わせ回答記録を残すため、EメールもしくはFAXによる問い合わせのみとし、3日以内（土、日、祝日、年末年始を除く）に回答がない場合には電話連絡にて回答状況を確認することが出来る。

なお、問い合わせ及び回答の内容は町ホームページにて公開する。

(1) 問い合わせ先

〒049-5692

北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地

洞爺湖町 総務部 総務課 管財契約係

電話：0142-74-3000（回答状況確認用、口頭での回答は行わない）

FAX：0142-74-2121

E-MAIL：nyusatsu@town.toyako.hokkaido.jp

(2) 問い合わせ可能な期間

令和7年10月3日（金）から10月31日（金）の午前10時受領分まで